

## S A G A 2 0 2 4 神 埼 市 識 別 用 品 整 備 要 項

### 1 目的

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」(以下「大会」という。)の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者(以下「従事者」という。)の識別用品の整備について、必要な事項を定める。

### 2 整備品目

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) I Dカード(カードケースを含む。)
- (2) 服飾品
- (3) その他実行委員会が必要と認めるもの

### 3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認める者

### 4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、実行委員会が指定するものとする。

### 5 識別用品の着用

配付対象者は、大会期間中、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品についても、必要に応じて、この要項を準用する。

### 附則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。